

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険給付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野洲市は、国民健康保険給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滋賀県野洲市長

## 公表日

令和5年7月19日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険給付等に関する事務
②事務の概要	<p>野洲市は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付等の事務をおこなう。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 資格に関する事務</li><li>2 保険給付に関する事務</li><li>3 保健事業に関する事務</li></ol> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li></ul>
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバ・プラットフォーム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等

<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
レセプト情報ファイル、療養費情報ファイル、高額療養費情報ファイル、出産一時金情報ファイル、葬祭費情報ファイル、食事差額情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(利用範囲)及び別表第1 項番30</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号)第24条</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </li> <li>&lt;公金受取口座登録・連携業務&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul> </li> </ul>
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(情報提供の根拠):番号法別表第2 項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106、120</li> <li>(情報照会の根拠):番号法別表第2 項番42、43</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </li> </ul>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	野洲市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	野洲市総務部総務課行政選挙担当 滋賀県野洲市小篠原2100-1
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	野洲市健康福祉部保険年金課 滋賀県野洲市小篠原2100-1

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	I-1.③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバプラットフォーム	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバプラットフォーム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年2月14日	I-5.②所属長	保険年金課長 吉田 和司	保険年金課長 高橋 謙二	事後	
平成31年2月1日	I-5.②所属長	保険年金課長 高橋 謙二	保険年金課長 西村 一高	事後	
平成32年2月1日	II-1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成32年2月1日	I-4.②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「医療保険者の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項)  (情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法に関する事務」が含まれる項(42、43、44、45、46項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):第46項  (情報照会の根拠):第42、43、44、45項	事後	
平成31年2月1日	I-5.②所属長	保険年金課長 西村 一高	課長	事後	
令和1年2月1日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数	平成31年2月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年8月25日	I-1.①事務の概要	野洲市は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)及びこれに基づく条例により、(中略)…3 保健事業に關し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、…(中略)…当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを照合するために機関別符号の取得並びに届け付情報の提供を行う。  (上記内容を追記)	事前	
令和2年8月25日	I-1.③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバプラットフォーム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	団体内統合宛名システム、滞納管理システム、医療保険者等向け中間サーバ等  (上記内容を追記)	事前	
令和2年8月25日	I-3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項及び別表第一 30項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日閣内府令第5号)第24条	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項第30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  (上記内容を追記)	事前	
令和2年8月25日	I-4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):第46項  (情報照会の根拠):第42、43、44、45項	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためには「オンライン資格確認の準備」として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  (上記内容を追記)	事前	
令和2年8月25日	II-1.対象人数	令和1年12月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年8月25日	II-2.取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和2年8月25日	I-1.②事務の概要	野洲市は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付等の事務をおこなう。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1 資格に關し以下の事務を行う。 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う業務 ② 国民健康保険資格の管理を行う業務 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行も含む)業務 ④ 被保険者からの基礎収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う業務 2 保険給付に關し以下の事務を行う。 ① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務 ② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務 ③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受給証の交付、管理に関する業務 ⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に關し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務  【以下変更なし】	野洲市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付等の事務をおこなう。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1 資格に関する事務 2 保険給付に関する事務 3 保健事業に関する事務  【以下変更なし】	事後	
令和2年8月25日	I-1.③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバプラットフォーム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、医療保険者等向け中間サーバ等	国民健康保険(資格)システム、宛名管理システム、中間サーバプラットフォーム、国保総合システム、国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年8月25日	I-3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項及び別表第一 30項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日閣内府令第5号)第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(利用範囲)及び別表第1 項第30  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号)第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項第30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  <公金受取口座登録・連携業務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和2年8月25日	I-4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):第46項  (情報照会の根拠):第42、43、44、45項  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためには「オンライン資格確認の準備」として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):番号別表第2 項第1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106、120  (情報照会の根拠):番号別表第2 項第42、43  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためには「オンライン資格確認の準備」として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年8月25日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和2年8月25日	II-1-1対家人数 II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	